

工事請負契約における単品スライド条項の運用基準の見直しについて（お知らせ）

本市では、これまで、国土交通省の取扱いに準じて「堺市上下水道局工事請負契約書第25条第2項（単品スライド）運用基準」（以下「単品スライド運用基準」といいます。）を策定し、単品スライド条項に係る運用を行っています。

今般、中東情勢の変化等による原材料費やエネルギーコスト等の取引価格の高騰により建設資材等の価格が大きく変動している状況を踏まえ、国土交通省においては、「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」（令和8年4月8日付け総行第185号・国不入企第1号）及び「単品スライド条項の運用について」（令和8年4月17日付け事務連絡）により、地方公共団体に対してスライド条項の適切な運用を行うよう要請がなされています。

この度の要請を踏まえ、建設資材等の価格の変動を請負代金に適切に反映し、円滑な施工の確保を図るため、本市における単品スライド条項の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

なお、本措置により請負代金額を変更した場合には、建設資材等の価格の変動が適切に現場に反映されるよう配慮するとともに、下請契約においても適正な金額で締結していただくよう努めていただきますようお願いいたします。

記

1 対象工事

受注者の請求に基づき本市と協議して決定する基準日から、残工期が2か月以上ある工事

2 対象となる工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料であって、主要な工事材料の品目ごとに算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものを単品スライド条項の対象とします。

3 スライド額の算定方法

請負代金の変更額の算定は、単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料の単価等に基づき算定を行います。

※具体的な算定方法については、単品スライド運用基準を参照してください。

4 スライド協議の請求手続（増額スライドの場合）

受注者は、工事担当課（監督員）に対し、指定する様式によりスライド協議の請求を行います。

その際、工事担当課（監督員）の指示に従い、対象材料の数量、単価、購入時期等の根拠資料の提出が必要となります。

※具体的な手続の流れについては、単品スライド運用基準を参照してください。

5 適用時期

令和8年7月1日以降に行われる協議の請求について適用するものとします。

6 その他留意点

スライド協議の請求等に係る指定様式については、事務の効率化の観点から押印欄を削除（押印の義務付けの廃止）しています。上下水道局ホームページに掲載している最新の様式を使用するように御注意願います。